

令和8年第2回矢掛町議会第1回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和8年3月4日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午前11時23分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |                       |                |
|-------------|---------|-----------------------|----------------|
| 町 長         | 山 岡 敦   | 副 町 長                 | 山 縣 幸 洋        |
| 教 育 長       | 山 部 英 之 | 病 院 管 理 者             | 村 上 正 和 (途中出席) |
| 総務防災課長      | 稲 田 欽 也 | 企 画 課 長               | 平 井 勝 志        |
| 財 政 課 長     | 松 嶋 良 治 | 町 民 課 長               | 佐 藤 澄 江        |
| 税 務 課 長     | 守 屋 裕 文 | 健 康 推 進 課 長           | 小 川 公 一        |
| こどもみらい課長    | 楠 木 貴 子 | 福 祉 介 護 課 長           | 片 岡 崇          |
| 産 業 観 光 課 長 | 池 田 敏 之 | 建 設 課 長               | 渡 邊 孝 一        |
| 上 下 水 道 課 長 | 丹 下 裕 之 | 教 育 課 長               | 西 山 弘 之        |
| 会 計 管 理 者   | 松 嶋 良 治 | 建 設 課 ・ 教 育 課 参 事     | 黒 瀬 純 一        |
| 病 院 事 務 長   | 坪 田 芳 隆 | 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 | 小 出 優 子        |
| 総務防災課長代理    | 立 川 人 士 | 財 政 課 主 幹             | 小 出 健 司        |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 妹 尾 一 正 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 議案第20号 令和8年度矢掛町一般会計予算について  
 議案第21号 令和8年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

- 議案第 22 号 令和 8 年度矢掛町介護保険特別会計予算について  
議案第 23 号 令和 8 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第 24 号 令和 8 年度矢掛町病院事業会計予算について  
議案第 25 号 令和 8 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について  
議案第 26 号 令和 8 年度矢掛町水道事業会計予算について  
議案第 27 号 令和 8 年度矢掛町下水道事業会計予算について  
議案第 28 号 令和 8 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について  
議案第 29 号 令和 8 年度矢掛町各財産区特別会計予算について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開議

**○議長（浅野 毅君）** 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため会議の途中からの出席となる旨の申出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案第20号 令和8年度矢掛町一般会計予算について

議案第21号 令和8年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第22号 令和8年度矢掛町介護保険特別会計予算について

議案第23号 令和8年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第24号 令和8年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第25号 令和8年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第26号 令和8年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第27号 令和8年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第28号 令和8年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第29号 令和8年度矢掛町各財産区特別会計予算について

○議長（浅野 毅君） 日程第1、議案第20号から議案第29号までの令和8年度各会計当初予算案件10件を一括議題といたします。それぞれの提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第20号から議案第29号までの令和8年度各会計の予算10議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

なお、各議案につきましては、一般会計予算と各特別会計予算につきましては、地方自治法第211条第1項の規定、また、病院、介護老人保健施設、水道、下水道の各企業会計予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まずは、議案第20号、令和8年度矢掛町一般会計予算についてでございますが、令和8年度の予算編成につきましては、御承知のとおり、本年が町長・町議会議員の改選の年に当たるため、骨格予算を前提とした編成に取り組んだところでございます。

内容に入ります前に、国において地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込みを立てるものとして、毎年度作成される地方財政計画に関しまして、簡単に触れさせていただきたいと思います。

計画の規模としては、約102兆4,400億円で、前年度比5.5パーセントの増となっており、歳入面では企業業績の回復等を背景に地方交付税を6.5パーセントの増、地方税及び地方譲与税を5.4パーセントの増、臨時財政対策債は、前年度に引き続き発行額が0とされており、一般財源総額では前年度を上回る67兆5,078億円を確保したものとしております。

このような状況の中、本町の予算編成にあたりましては、これからの人口減少社会への対応をはじめ、生活環境の整備、定住対策、文化芸術の充実などの施策に重点を置き、さらには、住民福祉の維持・向上に最大限配慮しながら、町民の皆様に満足感を持っていただける予算編成に努めました。

以下、主な施策につきましては、令和8年度一般会計予算概要書を御覧いただきたいと思います。予算総額は101億3,000万円で対前年比マイナス3.9パーセント、金額にして4億1,000万円の減となっ

ております。

まず、かわまちづくり事業では、嵐山キャンプ場やビオトープの整備等のハード事業とデジタルツール活用等のソフト事業の両面からの取組を進め、矢掛町の自然を活かした魅力づくりにより、更なる地域の活性化を図ります。

その他のハード事業といたしましては、町道西岡谷東線改良や狭あい道路整備等の道路改良事業、ため池改修等のかんがい排水事業、道路防災や浸水対策の防災対策事業に加え、新町営住宅の整備に係る費用や山田公民館の移転建築工事に係る経費等を計上いたしております。

また、ソフト事業としましては、賑わいづくりの新たな中心として整備されるアウトドアヴィレッジやかげの指定管理委託や小・中学生の修学旅行費の補助、沖縄県金武町との相互交流を深化させる交流促進助成、重要伝統的建造物群保存地区に選定された町並みを後世に残していくための伝統的建造物の保存事業補助などにも引き続き、町民の皆様の生活に密着した事業へも所要の経費を計上しております。

なお、ふるさと納税寄附金につきましては、寄附額を10億円と見込み、返礼品等の必要経費を計上しておりますとともに、経費へ充当した残額を寄附者の意思も尊重しながらさまざまな事業へ充当し、活用させていただくこととしております。

以上、令和8年度の予算編成の概要を申し上げます。詳細につきましては、財政課長・財政課主幹が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第21号、令和8年度矢掛町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ16億1,900万円を計上しており、前年度当初に比べまして3,200万円の減額となっております。

主な内容といたしましては、歳出では入院患者の減少を見込み、保険給付費を前年度比2,700万円の減とし、医療給付を行なうための岡山県への納付金について岡山県から示された額に基づき、前年度比919万円の増としております。

また、この特別会計の財源といたしましては、国民健康保険関係法令に基づきまして、保険税、岡山県からの補助金、繰入金等を計上いたしております。

なお、支払準備基金繰入金1,000万円を計上いたしており、これにより令和8年度の保険税は、12月議会で議決承認をいただきました国民健康保険税条例の経過措置の延長に基づく軽減保険税率としております。

詳細につきましては、健康推進課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第22号、令和8年度矢掛町介護保険特別会計予算についてでございますが、事業勘定が2つございますが、まず保険事業勘定につきましては、予算総額が21億3,000万円で、前年度に比べまして1億1,500万円の増額となっております。予算の約93パーセントを占める保険給付費につきましては、前年度当初予算に比べまして1億1,200万円の増額でございます。次に、サービス事業勘定につきましては予算総額2,000万円で、予防プラン作成に要する費用等を計上しております。

また、この特別会計全体の財源といたしましては、介護保険法の規定によりまして、保険料、国、県、支払基金及び町のそれぞれ定められた負担率で計上いたしております。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第23号、令和8年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ3億6,400万円を計上しており、前年度当初に比べまして、5,700万円の増額とな

っております。

主な内容としましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金について、前年度比で 5,986 万円の増としております。また、歳入につきましても後期高齢者医療保険料について前年度比 4,918 万円の増としております。

詳細につきましては、健康推進課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 24 号、令和 8 年度矢掛町病院事業会計予算についてでございますが、令和 8 年度予算につきましては、収益的収支では収入は 17 億 8,800 万円、支出は 18 億 5,800 万円を計上し、差引き 7,000 万円の赤字予算で調整しております。

資本的収支につきましては、収入は財源として 1 億 6,100 万円とし、支出は医療機器更新等の経費など 2 億 2,400 万円を計上しております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 25 号、令和 8 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算についてでございますが、令和 8 年度予算につきましては、収益的収支では収入は 3 億 2,200 万円、支出は 3 億 4,600 万円を計上し、差引き 2,400 万円の赤字予算で調整しております。

また、資本的収支につきましては、収入は 690 万円とし、支出では空調設備の改修など 1,220 万円を計上しております。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 26 号、令和 8 年度矢掛町水道事業会計予算についてでございますが、収益的収支では、水道料金の改定により料金収入は 2,300 万円の増収となったものの、減価償却費や金利上昇に伴う企業債利息の増加などの影響により 6,300 万円の赤字予算で調整しております。

また、資本的収支では、老朽管の耐震化更新事業費、中央配水池の耐震改修事業費など、強じんな水道事業構築のための費用を計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 27 号、令和 8 年度矢掛町下水道事業会計予算についてでございますが、収益的収支では下水道使用料の改定により 2,020 万円の増収となり、500 万円の黒字予算で調整しております。

資本的収支では、将来の維持管理コスト削減のための横谷地区農業集落排水区域の統合事業費、また、矢掛浄化センター機器設備の長寿命化事業費など、安定した汚水処理実現の為の経費を計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 28 号、令和 8 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 8,300 万円で、町内企業の事業用地の造成、販売に係る経費の計上でございます。

今回の事業用地造成につきましては、農地規制等で土地開発公社での事業実施が困難なことから、本特別会計により町が実施しているものでございます。

詳細につきましては、企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 29 号、令和 8 年度矢掛町各財産区特別会計予算についてでございますが、各財産区予算の提出に際しましては、それぞれ財産区委員会におきまして御同意いただいたものを提出しております。

詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第 20 号から議案第 29 号までの提案理由の説明でございます。どうか御審議のほど、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 次に、議案の詳細な内容の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（松嶋良治君） それでは、議案第 20 号、令和 8 年度矢掛町一般会計予算について御説明申し上げます。

まず 1 ページで第 1 条でございますが、予算の総額を 101 億 3,000 万円とさせていただくものでございます。次の第 2 条繰越明許費、第 3 条債務負担行為と第 4 条地方債につきましては、それぞれ第 2 表、第 3 表、第 4 表に載せておりますので、この後、説明をさせていただきます。次に第 5 条で、一時借入金でございますが、借入れの最高額を 10 億円とさせていただいております。次に第 6 条の歳出予算の流用で、これは流用の特例で、給料、職員手当等及び共済費について同一款内で各項間の流用ができるとさせていただくものでございます。

それでは、第 2 表の繰越明許費から説明させていただきますので 7 ページをお開きください。第 2 表繰越明許費でございます。1 件でございますが、令和 8 年度中の事業完了が見込めないものとして繰越しを行うものでございます。教育費としまして、地区公民館整備事業（山田公民館移転建築工事）2 億 3,198 万 5,000 円でございます。

続いて、第 3 表債務負担行為でございます。これは、後年度にわたる町の負担内容で 5 件でございますが、上から 3 件につきましてはいずれも農業関係資金の利子補給金でございます。4 件目は排水設備工事資金の利子補給金で、5 件目は土地開発公社が事業資金として金融機関から借入れた借入金に対する損失補償でございます。

一枚おめくりいただきまして、次に第 4 表地方債でございますが、この当初予算での起債の状況でございます。全部で 20 件ございますが、充当事業等を順に説明させていただきます。

まず、最初の企画事業は、井原鉄道株式会社の設備改修等への補助で過疎対策事業債ハード分でございます。

次の防災対策事業は、町道中里山田線や宇角川ほかの道路・河川防災に充てる緊急自然災害防止対策事業債でございます。

次の保健衛生総務事業は、水道事業会計への出資金に充てる一般会計出資債でございます。

次のダム管理事業は、鬼ヶ岳ダム改修事業負担金に一般補助施設整備等事業債を充てるもので、次のかんがい排水事業は、公共事業等債、緊急浚渫推進事業債を活用するものでございます。

次の農道改良事業は、保全対策実施計画策定に充てる公共事業等債でございます。

次の水車の里フルーツトピア事業とその次の観光事業は、それぞれ指定管理委託料に充てる過疎対策事業債ソフト分でございます。

次の道路新設改良事業は、道整備交付金事業、狭あい道路整備等促進事業等に過疎対策事業債ハード分と公共事業等債を充てるものでございます。

次のかわまちづくり事業は、工事費等について過疎対策事業債ハード分を充てるものでございます。

次の常備消防事業は、井原地区消防組合負担金に過疎対策事業債ハード分を、小型動力ポンプ購入に緊急防災・減災事業債を充当するものでございます。

次の小学校管理事業は、教室の LED 化に脱炭素化推進事業債を、小学校教育振興事業は、教職員用タブレット購入にデジタル活用推進事業債を、中学校管理事業は、教室の LED 化に脱炭素化推進事業債、トイレ改修等の設計委託料に過疎対策事業債ハード分を、中学校教育振興事業は、教職員用タブレ

ット購入にデジタル活用推進事業債を充当するものでございます。

次の社会教育事業は、館址亭・吉備大臣館のLED化に脱炭素化推進事業債、公民館事業は、山田公民館移転建築工事に過疎対策事業債ハード分を充当するものでございます。

次の文化センター事業は、外壁改修工事に過疎対策事業債ハード分を、次の体育施設管理事業は、総合運動公園指定管理委託料に充てる過疎対策事業債ソフト分でございます。

最後の過年農地農業用施設災害復旧事業は、前年度の山ノ神池復旧工事に充てる補助災害復旧事業債でございます。

以上、総額で8億6,560万円となっております。

それでは続きまして、予算書の次につづっております当初予算編成概要を説明させていただきます。横書きで予算書の後につづっておりますつづりでございます。A4の紙です。よろしいでしょうか。

1ページの概要につきましては、町長の提案説明の中でも主要なものは申し上げておりますので割愛させていただき、次の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の状況をグラフと表で示しております。特徴的なところを説明いたしますと、自主財源ではその根幹である町税、表の一番上でございますが、全体で16億円、対前年度2.1パーセントの減で収入見込みを計上いたしております。

増減の大きなものでは、自主財源の真ん中あたり寄附金の増ですが、ふるさと納税の2億円増によるもの、自主財源の一番下の諸収入の減は、デジタル基盤整備の助成金の減が主な要因でございます。依存財源では、歳入の約37パーセントを占める地方交付税、真ん中より少し下のほうにあります地方交付税、これを37億3,000万円対前年度4.3パーセント増で計上いたしております。増減の大きなものでは、ほぼ減のものばかりですが、地方交付税の2つ下、国庫支出金の減は、前年度の物価高騰対応臨時交付金がなくなったことによる減、一番下の町債の減は、西部衛生施設組合の新ゴミ焼却場建設費負担金に充てる町債の減が主な要因でございます。

以上が歳入の状況でございます。一枚おめくりいただきまして、3ページをお開きください。

歳出の状況です。上段が目的別で、予算書の款の区分でございますが、構成比の順で言いますと、民生費が全体の26.1パーセントを占めておりまして、次いで総務費16.5パーセント、土木費12.0パーセント、教育費11.6パーセントとなっております。

増減額の大きいものでは、上から2番目の総務費の減については、システム標準化・共通化対応の減、生活応援商品券、定額減税補足給付事業の完了による減等によるもの、その2つ下の衛生費の減については、新ゴミ焼却場建設の完了に伴う西部衛生施設組合負担金の減、その4つ下の消防費の増は、消防通信指令システム更新に係る井原地区消防組合負担金の増によるもの、その下の教育費の増は、山田公民館移転建築工事等によるものです。

下段が性質別で、特徴的なものを申し上げますと、消費的経費の一番上の物件費の減は、システム標準化対応やタブレット端末更新等の減によるもの、その2つ下の補助費等の減は、西部衛生施設組合負担金の減、その下の普通建設事業費の減は、骨格予算編成による計上事業の減少によるものです。その他の一番上の積立金の増は、ふるさと納税をふるさと応援基金に積み立てる額が増えたことが主な要因です。

以上、特徴的なもののみ説明させていただきましたが、私のほうからの説明を終わらせていただきまして、事項別明細につきましては、この資料によりまして主幹が説明いたしますので、よろしくお願

いたします。

○議長（浅野 毅君） 財政課主幹。

○財政課主幹（小出健司君） それでは、事項別明細の概要説明をさせていただきます。

先ほど財政課長が説明いたしました当初予算の説明資料により説明させていただきますので、令和 8 年度矢掛町一般会計当初予算編成概要の 4 ページをお開きいただきたいと思います。なお、新規事業あるいは主要事業を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。表につきましては、左から、款、項、目、事業の欄となっておりますが、目と事業の欄を中心に説明をさせていただきます。

まず 1 款議会費では、議員報酬、議会広報紙などの必要経費のほかペーパーレス議会システムの導入経費及び議場の音響設備などの改修に係る経費を計上しております。

次の 2 款総務費に移りまして、1 一般管理費では、総務部門の人件費、事務費などの一般経費、自治組織補助金、コミュニティ補助金、公会堂備品整備補助金などを計上しておりますほか、新たに町内に設置する防犯カメラに係る経費を計上しております。

次の 2 財産管理費では、庁舎管理費などのほか各課所管財産の管理費を計上しております。

次の 3 企画費では、男女共同参画プランの策定に要する経費や沖縄県金武町との相互交流を深める交流促進助成金を、また公共交通維持確保事業として、バス運行などへの補助金や井原線基盤設備維持費補助金、定額タクシー利用助成金や利用満足度アンケートの実施費用を、そして人口減少対策・定住促進対策として、結婚推進関連の事業や空き家の利活用推進に向けた空き家改修補助金、地域おこし協力隊の活動費などのほか地域活性化起業人活用事業やイタリア野菜の産地化に向けた事業に係る経費を計上しております。

一枚おめくりいただきまして、5 ページを御覧ください。4 公聴広報費では、広報やかげやくらしのカレンダーの発行、広報やかげの部屋の制作及び各戸配付に要する経費などを計上しております。

次の 5 交通安全対策費では、交通安全啓発活動や安全運転支援装置の整備補助金などを計上しております。

次の 6 公害対策費では、町内の河川などの水質検査委託料などを、7 地域振興費では、宇内ホテル公園の管理経費などを計上しております。

次の 8 協働のまちづくり推進費では、ふるさと創生事業補助金、地域支援員の人件費、まちピカ応援事業などの経費を計上しております。

次の 9 クリーンな町推進費では、環境保全美化活動などの経費を、10 クリーンハウス管理費では、施設管理費を、12 国際交流事業費では、保育園・こども園などの英語指導助手の人件費などのほか、新たに中国西安市へ友好訪問団を派遣する西安市交流活動事業に係る経費を計上しております。

次の 13 駅前広場管理費では、井原線の町内 3 駅の管理費を、15 消費者行政活性化事業費では、消費者相談窓口の運営費及び特殊詐欺等被害対策機器設置事業補助金などを計上しております。

次の 17 防災対策事業費では、防災士の資格取得や自主防災組織活動への補助金、道路や河川の防災対策に要する経費などを計上しております。

次の 21 ふるさと納税事業費では、ふるさと納税の返礼品や寄附募集サイト利用料などの必要経費を計上しておりますほか、ふるさと納税寄附者に対するシティプロモーション等に要する経費を計上しております。

2 項徴税費に移りまして、1 税務総務費では、税務部門の人件費、事務費などを、2 賦課徴収費では、

賦課徴収の諸経費や相続人不存在等不動産利活用推進事業に係る経費を計上しております。

次の6ページの3項戸籍住民基本台帳費では、戸籍や住民基本台帳、マイナンバーカード等に係る事務費などを計上しております。

次の4項選挙費では、委員報酬、事務費のほか8年度に執行されます町長町議選挙の経費と令和9年度執行予定の県議会議員選挙の準備経費を計上しております。

次の5項統計調査費では、経済センサスをはじめ各種の統計調査に係る経費を計上しております。

次の6項監査委員費では、委員報酬や事務費を計上しております。

続いて3款民生費に移りまして、1社会福祉総務費では、福祉関係職員の人件費や100歳となる方への長寿祝金、権利擁護センターの委託料、社会福祉協議会補助金や福祉タクシー助成金、国保会計への繰出金、民生委員・児童委員の活動費などのほか難病者給付金や多様な支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の整備を図る重層的支援体制整備事業に係る経費を計上しております。

次の2老人福祉費では、シルバー人材センター補助金、高齢者補聴器購入助成金、介護保険会計・介護老人保健施設会計への繰出金のほか、一枚おめくりいただきまして、次の7ページでは、老人クラブへの補助金、高齢者等の見守り事業などの各種老人福祉施策に係る経費を計上しております。

次の3後期高齢者医療費では、広域連合への負担金や後期高齢者医療会計への繰出金などを、4老人福祉センター管理費では、施設管理・運営費や地域福祉バスの運行経費などを計上しております。

次の5障害者福祉費では、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に要する経費や障害者に関する福祉・支援施策に係る経費を計上しております。

次の6ひとり親家庭等医療費から11人権政策推進事業費にかけましては、それぞれの福祉施策に係る経費を計上しております。

続いて8ページの2項児童福祉費に移りまして、1児童福祉総務費では、職員の人件費・事務費のほか誕生祝金や子育て世帯等への福祉タクシー助成に係る経費、放課後児童クラブの民間事業者への委託料などとともに、ふれべび教室の開催などの少子化対策事業に係る経費を計上しております。

次の4子ども医療費では、原則18歳までを対象とした医療費の無償化を継続計上しております。

次の5児童福祉施設費では、認定こども園と3保育園の運営費などを、7児童公園費では、ネバーランド等の管理費を、8子育て支援センター管理費では、施設の運営管理費を、10児童手当費では、児童手当に要する経費を、12障害児福祉費では、障害児通所給付費などを計上しております。

続いて4款衛生費に移りまして、1保健衛生総務費では、診療体制確保のための町内医療機関への補助金などのほか病院事業会計、水道事業会計への繰出金を計上しております。

一枚おめくりいただきまして、9ページを御覧ください。2予防費では、インフルエンザや新型コロナほか予防接種の委託料や各種予防接種への助成金などを計上しております。

次の3健康増進費では、がん患者アピアランスサポート事業助成金や各種がん検診、後期高齢者健診などと合わせ、高齢者保健・介護一体的実施事業や健康ポイント事業に要する経費を計上しております。

次の4環境衛生費では、西部衛生施設組合負担金や合併浄化槽及び排水設備設置補助金のほか、スズメバチ駆除費補助金、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金、ナガエツルノゲイトウ駆除に要する経費などを計上しております。

次の5保健センター管理費では、保健センターの運営管理費を計上しております。

次の6母子保健費では、妊婦・乳児検査の委託料や妊婦健診支援事業交付金、おむつ購入費用を助成

する、こんにちは赤ちゃんチケット助成金、不育治療助成金や妊産婦医療費助成金などを計上しております。

次の10ページの7エコタウン事業費では、エコキュートや断熱窓などの省エネ設備を導入した家庭への補助金などを計上しております。

次の9出産・子育て包括支援事業費では、産後ケア・産婦健診の委託料や母子保健コーディネーターの設置に係る経費、出産・子育て応援給付金などを計上しております。

続いて2項清掃費に移りまして、1じん芥処理費では、一般廃棄物収集委託料や井原地区清掃施設組合と西部衛生施設組合への負担金、コンポストや生ゴミ処理機購入補助金などを、2し尿処理費では、MICS事業負担金などを計上しております。

続いて5款農林水産業費に移りまして、1農業委員会費では、事務費や農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の報酬などを、2農業総務費では、職員の人件費などを計上しております。

次の3農業振興費では、農業ビジョン策定に要する経費やイタリア野菜生産振興事業補助金、多面的機能支払交付金、新規就農者支援などのほか、一枚おめくりいただきまして、次の11ページでは、農業振興の各事業に係る経費とともに農地流動化助成金、干柿や小菊などの生産振興事業補助金等、農業振興対策基金事業に係る経費を計上しております。

次の4畜産振興費では、草刈作業等への委託料を、5ダム管理費及び6農村環境改善センター管理費では、各施設の管理費を計上しております。

次の9かんがい排水費では、単県の排水路改修や単町のかんがい排水事業、排水機場の管理費や能力検証調査の委託料のほか、水利施設等保全高度化事業、美山川パイプライン改修等に係る県営事業負担金、ため池の廃止に係る事業費などを計上しております。

次の10農道維持費では、農道の補修・管理費のほか、農道宇内美星線に係る農道保全対策実施計画策定委託料を計上しております。

次の13水車の里フルーツトピア費では、指定管理委託料などを計上しております。

次の14農業者戸別所得補償制度推進事業費及び16中山間地域等直接支払事業費では、それぞれの補助金・交付金を計上しております。

続いて12ページの2項林業費に移りまして、1林業総務費では、職員の人件費などを、2林業振興費では、森林クリーン事業補助金やイノシシなどの有害鳥獣駆除事業費などを、3林道維持費では、林道の補修・管理費などを計上しております。

続いて6款商工費に移りまして、1商工総務費では、職員の人件費などを、2商工振興費では、商工会への補助金、商品開発等支援事業補助金、企業立地促進奨励金や空き家活用新規創業支援事業補助金、やかげの匠登録事業に係る経費などを計上しております。

次の3観光費では、やかげDMOの運営・事業実施に対する補助金や賑わいづくりのイベント実施に対する補助金、町家交流館や道の駅、アウトドアヴィレッジやかげ等の指定管理委託料などを計上しております。

続いて7款土木費に移りまして、1項土木管理費では、人件費や道路台帳の更新に係る経費、県工事負担金などのほか、一枚おめくりいただきまして次の13ページでは、空き家緊急安全対応委託料や特定空き家の解体工事費、住宅リフォーム補助金や住宅新築に対する定住促進助成補助金などを計上しております。

次の2項道路橋りょう費では、継続事業であります道整備交付金事業や狭あい道路整備等促進事業など道路・橋りょうの維持管理や点検、道路等の整備に要する経費を計上しております。

次の3項河川費では、水門などの管理費やふるさとの川リフレッシュ事業による河川内の立木などの除去費などのほか、かわまちづくり事業に係る工事費等を計上しております。

次の4項都市計画費では、下水道会計への繰出金や東川面アクアパークの管理費を計上しております。

次の5項住宅費では、町営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅の管理費を計上しておりますほか、新町営住宅基本計画の策定委託料などの公営住宅建設事業に係る経費を計上しております。

続いて14ページの8款消防費に移りまして、1常備消防費では、井原地区消防組合負担金を、2非常備消防費では、消防団員の団員報酬や団員出動報酬をはじめとした消防団の活動費を計上しております。

次の3消防施設費では、消防器庫や消火栓等の施設に係る経費や小型動力ポンプ付積載車の購入費などを計上しております。

続いて9款教育費に移りまして、1教育委員会費では、教育委員会の運営費と小北中学校組合の負担金を、2事務局費では、入学祝金やセキュリティポリシーの策定に要する経費、小学校の今後のあり方についての検討に係る住民アンケート調査等委託料、やかげ元気給食補助金及び給食食材費高騰対策補助金といった給食会計への補助金、矢掛高校の魅力化事業として地域コーディネーターや地域おこし協力隊の配置、矢掛駅のネーミングライツ料や生徒への各種補助金を計上しておりますほか小・中学校等で実施する修学旅行の経費を補助する修学旅行費補助金を計上しております。

次の3外国青年招致事業費では、英語指導助手配置のための経費等を計上しております。

続いて2項小学校費及び3項中学校費では、次の15ページにかけまして、各小・中学校の施設管理費、教育支援員の人件費やICT教育支援に係る経費などをそれぞれ計上しておりますほか、熱中症対策として各小学校へウォーターサーバーを設置する費用や小・中学校の普通教室の照明LED化、教職員用学習端末等の整備や中学校の学習机・椅子の更新に係る経費などを計上しております。また、中学校費の教育振興費では、矢中矢高合同部活動事業の取組に係る経費を計上しております。

続いて16ページの5項社会教育費に移りまして、1社会教育総務費では、文化財保護事業、各種生涯学習講座、埋蔵文化財発掘調査事業、重要伝統的建造物群保存地区保存事業補助金などを計上しておりますほか、新たに備中神楽鑑賞会の開催に係る経費、まちかど消火器の設置やリフォーム補助金を計上しております。

次の2人権教育振興費では、人権啓発教育に関する経費など、3公民館費では、公民館活動経費のほか山田公民館の移転建築工事費を計上しております。

次の4文化振興では、おかやま矢掛本陣文学賞に関する経費などを、5美術館費では、管理運営費のほか特別展をはじめとした展示や講座に係る経費などを、6矢掛会館費及び7江尻記念館管理費では、施設の管理費をそれぞれ計上しております。

一枚おめくりいただきまして、17ページを御覧ください。次の8文化センター費では、施設の運営管理費、イベント開催に係る経費、図書館の運営費などを計上しております。

6項保健体育費に移りまして、1保健体育総務費では、各種大会の開催費やイベント委託料、総合型地域スポーツクラブ活動費補助金や本陣マラソン大会の開催費のほかスポーツ少年団の金武町交流事業に係る経費を計上しております。

次の2体育施設管理費では、総合運動公園の指定管理委託料や小田球場の管理費を、3海洋センター

費では、施設の運営管理費を、4 共同調理場管理費では、給食センターの運営管理費を計上しております。

続いて 10 款災害復旧費では、応急災害復旧に対する経費を計上しております。

続いて 11 款公債費では、町債の償還元金、利子及び一時借入金利子を計上しております。

続いて 12 款諸支出金に移りまして、1 項基金費では、1 財政調整基金費から 18 ページの 39 歴史かおる文化のまちやかげ基金費までそれぞれの基金利子などの積立金を計上しております。

最後に予備費といたしまして、1,000 万円で調整しております。

続きまして、一枚おめくりいただきまして、19 ページを御覧ください。こちらは、町債及び基金残高の推移となっております。この表の令和 7 年度と 8 年度の数字は、3 月補正予算及び当初予算の計上内容を元に町債と基金、それぞれの年度末の残高を推計したものととなります。

令和 8 年度は、井原地区消防組合の消防通信指令システム更新整備等に係る負担金やかかわまちづくり事業の財源として大きな額の町債の借入を予算計上していることから、年度末の町債残高は 100 億 3,800 万円の見込みとなっております。

しかしながら、この残高のうち 67 億 2,900 万円は、将来的に償還のための普通交付税措置があるため、交付税措置されない町負担分は 33 億 900 万円となります。さらに、この町負担分の償還の財源とするために積み立てている減債基金が 11 億 6,700 万円ございますので、この残高を差し引きますと、町債の償還における実質の町負担は 21 億 4,200 万円となります。

一方、8 年度末の基金残高の見込みは、財政調整基金だけでも実質の町負担を上回る 30 億 9,100 万円、減債基金を除くその他の特定目的基金を合わせた残高見込みは、77 億円となっております。このように、町債の残高だけを見ますと 8 年度末には約 100 億円の見込みとなっておりますが、その実質の町負担と基金の状況を合わせて考えると財政状況は健全な状態を維持していると言えます。

以上で、予算編成概要での説明は終わらせていただきまして、引き続き、給与費明細について説明をさせていただきますので、予算書の 196 ページをお開きください。予算書の 196 ページからは、給与費明細書となっております。

まず 1 の特別職でございますが、表の下と比較の欄を御覧ください。計の欄を御覧いただきますと、職員数が 186 名の減となっております。これは、その他の特別職で統計関係の調査員数が減となったこと等によるものでございます。

また、給与費欄では統計関係の調査員等の報酬の減により報酬の計が減となっていることなどから、共済費と合わせた特別職の合計では 233 万 4,000 円の減となっております。

次に 2 の一般職でございます。(1) 総括の比較の欄を御覧いただきますと、8 年度の職員数が 2 名の増となっておりますが、内訳はいわゆる正職員が 2 名の減、会計年度任用職員がフルタイムとパートタイム合わせて 4 名の増となっております。次の給与費は、報酬、給料、職員手当とも増となっておりますが、いずれも給与改定、職員の異動・昇給によるものでございます。また、次の共済費につきましても給与費等の増に伴い、増となっております。右端の合計欄で、正職員とフルタイム・パートタイムの会計年度任用職員を合わせた合計が 17 億 2,197 万 2,000 円、前年度から 7,833 万 3,000 円の増となっております。

次の 197 ページですが、先ほどの総括の表を、ア会計年度任用職員以外の職員いわゆる正職員と、その下のイ会計年度任用職員とに分けて計上したもので、会計年度任用職員の職員数につきましては、短

時間勤務の職員、パートタイムの職員数を内数として括弧書きで計上しております。

この後の 198 ページから 200 ページまでにかけては、正職員についての給料及び職員手当の増減額の明細とそれぞれの状況を載せておりますので、御覧いただきまして説明は省略させていただきます。

続いて、201 ページをお開きください。201 ページは、債務負担調書となっております。項目といたしましては、ため池事業 1 件、指定管理に関するもの 8 件、委託に関するもの 1 件で、8 年度に支出を予定している債務も含めた当該年度以降の支出予定額は、一番下の合計欄を御覧いただきますと 8 億 628 万 8,000 円となっております。この内、右の欄の特定財源として国県の支出金が 5,527 万 4,000 円、地方債が 6,570 万円、その他の特定財源が 3,768 万 1,000 円ございますので、町の実質債務負担額は 6 億 4,763 万 3,000 円となっております。

続きまして、一枚おめくりいただきまして、202 ページを御覧ください。このページは、地方債調書となっております。区分の 1 普通債が通常の事業に伴います起債、2 が災害復旧の起債、3 が臨時財政対策債などのその他の起債となっております。一番下の合計欄で、前年度末であります 7 年度末の見込額が合計 101 億 1,453 万 3,000 円で、当該年度であります 8 年度中の新たな起債見込額が繰越見込分も含めて合計 8 億 9,890 万円、償還見込額が 9 億 7,530 万 9,000 円で、差引き 8 年度末における地方債残高見込額は 100 億 3,812 万 4,000 円となり、7 年度末見込み額と比較して 7,640 万 9,000 円の減となる見込みでございます。

なお、この残高に対しまして、先ほどの当初予算編成概要の 19 ページで説明させていただきましたが、後年度の交付税措置分が 67 億 2,900 万円、また、償還に対して充当する減債基金が 11 億 6,700 万円となりますので、実質負担は差引きで 21 億 4,200 万円の見込みとなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 健康推進課長。

○健康推進課長（小川公一君） 議案第 21 号、令和 8 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

まず第 1 条で、歳入歳出予算の総額を 16 億 1,900 万円としております。次に第 2 条で、一時借入金の借入れの最高額を 1 億円としております。最後に第 3 条は、歳出予算の流用について、保険給付費については、予算に過不足を生じた場合、同一款内で流用できるとしてしております。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。18 ページを御覧ください。

まず、歳出について御説明いたします。1 款の総務費の 1 項総務管理費は、目の 1 一般管理費と目の 2 連合会負担金の合計が 3,144 万 4,000 円で、これは人件費と事務費でございます。

一枚おめくりいただきまして 20 ページでございます。2 項の徴税費は 632 万 7,000 円で、国保税の徴収に係る人件費や事務費でございます。

一番下の 4 項特別対策事業費は、国保税の収納率向上を目的とした県の補助事業でございまして、次の 22 ページの一番上の欄に続きますが、合計で 451 万 5,000 円としております。

次に、2 款の保険給付費は、医療費の支払いなどに充てるものでございまして、1 項療養諸費の合計は、10 億 580 万円で、前年度比 2,200 万円の減でございます。2 項高額療養費は 1 億 6,010 万円で、前年度比 500 万円の減でございます。この療養諸費及び高額療養費は、いずれも被保険者の減少など過去の実績を基礎として計上しております。

一枚おめくりいただきまして 24 ページでございます。表の 2 つ目、4 項の出産育児諸費は 300 万 2,000

円で、出産育児一時金の対象者6人を見込んでおります。5項葬祭諸費は120万円で、葬祭費の対象者として24人を見込んでおります。

次に、3款の国民健康保険事業納付金は、財政運営の主体である岡山県へ納めるもので、1項医療給付費分が2億5,121万1,000円、一枚おめくりください、26ページ2項後期高齢者支援金分が8,135万6,000円、3項介護納付金分が2,559万1,000円、4項子ども・子育て支援納付金分が791万円で、これは令和8年度から始まる子ども子育て支援金制度に係る納付金でございます。これら4つの事業納付金の合計は3億6,606万8,000円で、前年度比では919万円の増でございます。

次に6款の1項保健事業費は、一枚おめくりください、28ページです。1,339万2,000円で、慢性腎臓病対策をはじめ医療費適正化事業やレセプト点検委託料などがございます。次に、2項の特定健康診査等事業費は1,328万3,000円で、特定健診や特定保健指導の委託料のほか受診勧奨に係る経費でございます。

一枚おめくりください、30ページです。一番下の9款の諸支出金の2項繰出金は1,070万円で、矢掛町国民健康保険病院への繰出金でございます。

一枚おめくりください、32ページです。最後に10款の予備費76万2,000円で調整しております。

次に、歳入でございます。8ページを御覧ください。1款の国民健康保険税は2億6,065万8,000円で、前年度当初予算より2,260万1,000円の増としておりますが、これは、令和8年度から新たに賦課されます子ども・子育て支援納付金分のほか被保険者の所得の増加によるものでございます。なお、令和7年度は、平均の被保険者数を2,430人と見込んでいましたが、令和8年度は、2,400人と30人の減で調整しております。

一枚おめくりいただきまして、10ページ目でございます。上から2つ目の表でございます。6款の県支出金の1項県補助金の目の1保険給付費等交付金が12億347万4,000円で、歳出の保険給付費の減少に伴い、前年度比で3,096万7,000円の減としております。次の目の2広域共同事業交付金は、県内の市町村国保で共通の制度についての国保連合会が周知・広報等の事業を行う場合の市町村の費用負担への補助でございます。

一枚おめくりください、12ページです。2つ目の表ですが、10款の繰入金金の1項他会計繰入金は1億3,697万9,000円で、前年度比378万2,000円の減としております。これらの繰入金は、保険税の軽減分や人件費など法定の繰入れでございます。次に、2項の基金繰入金は、支払準備基金繰入金が1,000万円で、前年度比1,000万円の減でございます。

令和8年度の保険税率は、令和7年度の経過措置を維持することといたしましたが、保険給付費が減少してもなお、保険税が不足することとなります。保険税の不足分は、この支払準備基金からの繰入金で補うこととなります。

一枚おめくりください、14ページでございます。11款の繰越金は521万5,000円で前年度その他繰越金でございます。

歳入については、以上でございます。なお、34ページ以降の給与費明細書は、一般会計に準じて作成しておりますので説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長（浅野 毅君） お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、10 時 45 分まで休憩いたします。休憩。

午前 10 時 30 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

○議長（浅野 毅君） それでは、休憩を閉じまして、休憩前に引き続き会議を開きます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（片岡 崇君） それでは、議案第 22 号、令和 8 年度矢掛町介護保険特別会計予算について、御説明を申し上げます。

第 1 条でございますが、この会計は保険事業勘定とサービス事業勘定の 2 つがございます。歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定が 21 億 3,000 万円、サービス事業勘定が 2,000 万円でございます。

次に、第 2 条でございますが、一時借入金の借入れの最高額を 1 億円としております。

次に、第 3 条でございますが、歳出予算の流用で保険事業勘定の保険給付費について同一款内で各項間の流用ができるとするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、18 ページをお開きください。保険事業勘定の歳出から、主なもののみ説明いたします。

まず、1 款の総務費の 1 項の総務管理費は、一般管理費と連合会負担金を合わせまして 2,231 万 9,000 円で、人件費や委託料など所要の経費を計上しております。

一枚おめくりいただきまして、2 項の徴収費は、570 万 9,000 円で介護保険料の賦課徴収に係る所要の経費を計上しております。

次に、3 項の介護認定審査会費につきましては、22 ページに続きまして 751 万 5,000 円で要介護認定に係る審査会や認定調査委託料、主治医意見書料などの経費を計上しております。

次に、4 項の趣旨普及費につきましては、126 万 5,000 円で節の 19 高齢者いきいき介護予防支援補助金は地域ミニデイサービスの団体立ち上げを支援する補助金でございます。

次に、5 項の計画策定委員会費でございますが 348 万 5,000 円を計上しております。これは、第 10 期介護保険事業計画策定に係る委託料などでございます。なお、来年度策定する計画は、計画期間が令和 9 年度から 11 年度までの 3 年間でございます。

次に、2 款の保険給付費でございますが、1 項の介護サービス等諸費につきましては、24 ページに続きまして合計で 18 億 4,770 万円を計上しております。これは、要介護 1 から 5 の方の給付費でございます。

次に、2 項の介護予防サービス等諸費は、26 ページに続きまして 5,360 万円で、これは要支援 1 と要支援 2 の方の給付費でございます。

一つ飛ばして、4 項の高額介護サービス等費と 28 ページの 5 項高額医療合算介護サービス等費は、介護サービスや医療サービスを使われた方が限度額を超えて負担をされた場合に給付されるものでございます。

次に、6 項の特定入所者介護サービス等費につきましては、合計で 3,200 万円でございます。これは、所得・資産の状況から施設入所等に係る居住費や食費の負担が大きい人に対して、居住費や食費の減額を行った際に給付されるものでございます。

次に、5 款の地域支援事業費、1 項の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、30 ページ

に続きまして合計で4,644万1,000円を計上しております。これは、要支援1,2の方とチェックリストにより事業対象者となった方の通所サービスや訪問サービスなどでございます。

次に、2項の一般介護予防事業費でございますが、426万円でまちの健康リーダーや100歳体操の事業に係る経費等でございます。

一枚おめくりいただきまして、3項の包括的支援事業・任意事業費でございますが、34ページに続きまして合計5,487万9,000円で、地域包括支援センターの人件費や成年後見制度利用支援補助金として、資力のない方への補助金などが主なものでございます。

続きまして、歳入でございますが、ページをお戻りいただきまして、8ページを御覧ください。歳入につきましては、歳出の保険給付費や地域支援事業費に基づきまして、保険料のほか国、支払基金、県、町の法令による負担割合により計上しております。

歳入につきましても、主なもののみ説明させていただきます。まず、1款の保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料で3億5,870万円を計上しており、前年度予算比520万円の減としております。これは、被保険者の減少によるものでございます。

一つ飛ばして、4款の国庫支出金では、1項の国庫負担金が3億4,869万2,000円、次の2項の国庫補助金は、10ページに続きまして、合計で1億5,681万4,000円を計上しております。

次に、5款の支払基金交付金は、5億4,747万8,000円で、これは40歳から64歳の第2号被保険者の負担分でございます。

次に、6款の県支出金は、1項の県負担金が2億9,383万2,000円、次の2項の県補助金は、12ページに続きまして、合計で1,296万6,000円を計上しております。

一つ飛ばして、8款の繰入金の1項の一般会計繰入金は、14ページに続きまして合計で3億2,739万3,000円を計上しております。次に、2項の基金繰入金は、支払準備基金繰入金として6,500万円を計上しております。次に、3項介護サービス事業勘定繰入金はサービス事業勘定の介護予防サービス計画費収入を繰り入れるもので、365万円を計上しております。

次に、9款の繰越金でございますが、前年度繰越金として1,049万2,000円を計上しております。

以上で、保険事業勘定の説明を終わらせていただきまして、次に、サービス事業勘定につきまして50ページをお開きください。サービス事業勘定につきましても、主なもののみ説明させていただきます。

まず、歳出でございますが、2款のサービス事業費の2項の介護予防支援事業費は、1,600万4,000円を計上しております。これは、介護予防支援事業所の人件費と介護予防プラン作成の事務費など所要の経費を計上しております。

一つ飛ばして、8款の諸支出金の2項の繰出金は、365万円でサービス計画収入を保険事業勘定へ繰り出すものでございます。次に、歳入でございますが、48ページへお戻りください。

1款のサービス収入は365万円で、これは介護予防プランの作成収入でございます。

次に8款の繰入金は、1,600万4,000円で保険事業勘定からの繰入金で、介護予防支援事業所の人件費と事務費に関わるものでございます。

以上が、サービス事業勘定でございます。なお、それぞれの事業勘定に給与費明細書を添付いたしておりますが、一般会計に準じて作成しておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 健康推進課長。

○健康推進課長（小川公一君） 議案第 23 号、令和 8 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

まず第 1 条で、歳入歳出予算の総額を 3 億 6,400 万円としております。次に第 2 条で、一時借入金の借入れの最高額を 5,000 万円としております。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。10 ページを御覧ください。まず、歳出について御説明いたします。一番下の表で、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金は、医療費の支払に充てるものでございまして、3 億 5,628 万 3,000 円で前年度比 5,986 万円の増でございます。

一枚おめくりいただきまして、12 ページ最後の表、4 款の予備費を 189 万 2,000 円で調整しております。

次に、歳入でございます。6 ページをお開きください。1 款の後期高齢者医療保険料は 2 億 8,105 万 3,000 円で、前年度比で 5,191 万 8,000 円の増としております。3 款の繰入金の 1 項一般会計繰入金のうち目の 2 の保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するものでございまして、事務費繰入金と合わせた予算額は 8,053 万 4,000 円で、前年度比 843 万 3,000 円の増でございます。次に、4 款の繰越金は 218 万 7,000 円で、前年度繰越金でございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 病院管理者。

○病院管理者（村上正和君） 令和 8 年度予算説明の前に病院の運営方針につきまして、私の考えを述べさせていただきます。

私が就任時に掲げた質の高い医療・看護の提供、地域医療を守る、働きやすい職場づくりの 3 つの目標は、令和 8 年度においても引き続き推進してまいります。加えて、今後の矢掛病院には、病院の中に留まらず地域に出向き、住民の皆様とともに健康を作り、維持する役割が求められていると強く感じております。

救急医療では、常勤・非常勤医師による 365 日の体制を維持し、約 9 割という高い応需率で地域の安心を支えております。入院医療においても、急性期・慢性期・地域包括ケア病床を活用し、患者様の早期在宅復帰を支援しております。これからは、地域では特にますます高齢者の救急対応が求められる時代になってくると考えております。それに対応できる体制を維持し、進化させることが病院の役割であると認識しております。

しかし、人口減少と高齢化が進む中、従来の病院で待つ医療だけでは地域の健康を守ることが難しくなっております。

今後は、健診事業やフレイル予防、在宅医療、地域での健康支援活動などを通じて、病院から地域へ積極的に出向き、町民の皆様の健康寿命の延伸に貢献してまいります。

矢掛病院は、単に治療を行う施設ではなく地域の未来を支える健康拠点として、地域とともに歩む医療を実践してまいります。

予算の概要につきましては、このあと事務長が説明いたします。

○議長（浅野 毅君） 病院事務長。

○病院事務長（坪田芳隆君） それでは、議案第 24 号、令和 8 年度矢掛町病院事業会計予算について説明をさせていただきます。

まず、第 2 条で業務の予定量でございますが、病床数 117 床、患者数は年間の患者数を入院 3 万 7,200

人、外来3万8,600人としております。建設改良計画といたしましては、改良整備費1,430万円、固定資産購入費8,680万円を予定いたしております。

第3条の収益的収入及び支出では、病院事業収益を17億8,800万円、病院事業費用を18億5,800万円、第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入を1億6,100万円、次のページになりますが、資本的支出を2億2,400万円としております。

第5条は企業債の限度額を、第6条は一時借入金の限度額を、第7条は流用支出が可能な経費を、第8条は流用支出に議会の議決が必要な経費を、第9条ではたな卸し資産の購入限度額を定めるものでございます。

続きましては、5ページを御覧ください。令和8年度の病院事業会計予算実施計画でございます。

まず、収益的収入及び支出につきまして、収入総額は17億8,800万円で、内訳といたしまして、医業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益を合わせまして15億1,570万円、また医業外収益は、受取利息及び配当金、補助金、負担金交付金、患者外給食・薬品収益、長期前受金戻入、その他医業外収益を合わせまして2億7,230万円で予定いたしております。

次に、支出でございますが、総額は18億5,800万円で、内訳といたしまして、医業費用は、給与費、材料費、経費、減価償却費、資産減耗費、研究研修費を合わせまして18億1,110万円、また、医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費、患者外給食材料費、患者外薬品費、消費税及び地方消費税を合わせまして4,490万円、予備費を200万円で調整いたしております。

一枚おめくりをいただきまして6ページ、資本的収入及び支出でございますが、収入総額は1億6,100万円で、内訳といたしまして、企業債7,910万円、出資金7,470万円補助金720万円で予定いたしております。

次に、支出総額は2億2,400万円で、内訳といたしまして、建設改良費は、改良整備費、固定資産購入費を合わせまして1億110万円、また、企業債償還金1億2,290万円で予定いたしております。

次の7ページ、令和8年度の予定キャッシュ・フロー計算書は、同年度中の資金の増減見込みを業務活動・投資活動・財務活動に区分して表わしております。

8ページ以降の給与費明細書は、一般会計の例に準じて作成しておりますので、それぞれ御覧をいただき、詳細な説明は省略させていただきます。

次に16ページを御覧ください。令和8年度の病院事業予定貸借対照表でございます。資産合計額と負債・資本合計額をそれぞれ34億8,991万9,000円で調整いたしております。

次に18ページを御覧ください。令和7年度の病院事業予定損益計算書でございます。令和7年度の決算見込みを1億5,980万円の純損失で見込んでおります。

次の19ページ、20ページは令和7年度の予定貸借対照表でございます。資産合計額と負債・資本合計額をそれぞれ35億6,881万2,000円で調整いたしております。

次の21ページには注記を、22ページ以降に予算説明書を添付しておりますが、説明が重複いたしますので省略させていただきます。

以上で、令和8年度矢掛町病院事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（小出優子君） それでは、議案第25号、令和8年度矢掛町介護老人保健

施設事業会計予算について御説明いたします。

第2条業務の予定量でございますが、定員を入所50人、通所30人とし、利用者は年間2万3,225人を見込んでおります。建設改良計画では、改良整備費400万円、固定資産購入費660万円を予定しております。第3条の収益的収入及び支出では、施設事業収益を3億2,200万円、施設事業費用を3億4,600万円、一枚おめくりいただきまして、第4条の資本的収入及び支出では資本的収入を690万円、資本的支出を1,220万円としております。第5条は企業債の限度額を、第6条は一時借入金の限度額を、第7条は流用が可能な経費を、第8条は流用支出に議会の議決が必要な経費を定めるものでございます。

続きまして5ページを御覧ください。予算実施計画でございます。まず、収益的収入及び支出につきまして、収入総額は3億2,200万円で、内訳といたしまして、施設運営事業収益は、施設療養費収益、施設利用料収益、その他運営事業収益を合わせまして3億180万円、また、施設運営事業外収益は、受取利息及び配当金、負担金交付金、長期前受金戻入、その他運営事業外収益を合わせまして2,020万円を予定しております。

次に支出でございますが、総額は3億4,600万円で、内訳といたしまして、施設運営事業費用には給与費、材料費、経費、減価償却費、資産減耗費、研究研修費を合わせまして、3億4,542万円、また、施設運営事業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費、雑損失を合わせまして48万円、予備費10万円で調整しております。

続きまして、6ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入総額は690万円で、内訳といたしまして、企業債630万円、出資金60万円を予定しております。次に、支出総額は1,220万円で、内訳といたしまして、建設改良費は、改良整備費400万円、固定資産購入費660万円、また、企業債償還金は160万円を予定しております。

次の7ページ、令和8年度の予定キャッシュ・フロー計算書は病院事業会計と同様に、また、8ページから15ページの給与費明細書は、一般会計に準じて作成しておりますので御覧いただくことで説明は省略させていただきます。

16ページ・17ページを御覧ください。令和8年度の予定貸借対照表でございます。資産合計・負債資本合計をそれぞれ10億12万1,000円で調整いたしております。

次に18ページを御覧ください。令和7年度の予定損益計算書でございます。令和7年度の決算見込みを3,389万円の純損失で見込んでおります。

19ページ・20ページを御覧ください。令和7年度の予定貸借対照表でございます。資産合計・負債資本合計をそれぞれ10億2,172万1,000円で予定いたしております。続く21ページには注記を、22ページ以降には予算説明書を添付しておりますので、御覧いただきまして説明のほうは省略させていただきます。

以上で、議案第25号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 上下水道課長。

○上下水道課長（丹下裕之君） それでは、議案第26号、令和8年度矢掛町水道事業会計予算について、御説明いたします。

まず、第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数は5,480戸、年間総給水量は128万立方メートル、1日平均給水量3,507立方メートルを予定しております。建設改良計画では、配水設備費6,619万5,000円、営業設備費260万円、老朽施設整備費5億320万5,000円、固定資産購入費200万円を予

定しております。第3条の収益的収入及び支出では、水道事業収益を3億4,900万円、水道事業費用を4億1,200万円、第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入を5億2,300万円、資本的支出を6億6,200万円としております。2ページを御覧ください。第5条は債務負担行為として、中央配水池耐震更新事業の期間と限度額を、第6条は企業債の限度額を、第7条は一時借入金の限度額を、第8条は流用支出が可能な経費を、第9条は流用支出に議会の議決が必要な経費を、第10条ではたな卸し資産の購入限度額を、第11条では重要な資産の取得として取得する財産を定めるものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。予算実施計画でございます。まず、収益的収入及び支出につきまして、収入総額は3億4,900万円で、内訳といたしまして、営業収益は、給水収益、その他営業収益を合わせまして2億6,534万円、また、営業外収益は、受取利息及び配当、他会計負担金、長期前受金戻入、雑収益を合わせまして8,366万円で予定しております。

次に支出でございますが、総額は4億1,200万円で、内訳といたしまして、営業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、資産減耗費を合わせまして3億9,449万9,000円、また、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費、消費税、雑支出を合わせまして1,700万1,000円、最後に予備費50万円で調整しております。

続きまして6ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入総額は5億2,300万円で、内訳といたしまして、工事負担金2,965万円、企業債3億9,330万円、他会計からの出資金7,910万8,000円、補助金2,094万2,000円で予定しております。

次に、支出総額は6億6,200万円で、内訳といたしまして、建設改良費は、配水設備費、営業設備費、老朽施設整備費、固定資産購入費を合わせまして5億7,400万円、また、企業債償還金8,800万円で予定しております。

次の7ページ、予定キャッシュ・フロー計算書は、他の企業会計と同様に、また8ページから15ページの給与費明細書は、一般会計に準じて作成しておりますので御覧いただくことで詳細な説明は省略させていただきます。

16ページ・17ページを御覧ください。令和8年度の予定貸借対照表でございます。資産合計・負債資本合計をそれぞれ66億7,850万9,000円で調製いたしております。

18ページを御覧ください。令和7年度の予定損益計算書でございます。令和7年度の決算見込みを9,769万5,000円の純損失で見込んでおります。

19ページ・20ページを御覧ください。令和7年度の予定貸借対照表でございます。資産合計・負債資本合計をそれぞれ63億1,526万1,000円で予定いたしております。続く21ページには注記を、22ページ以降には予算実施計画説明書を添付いたしておりますので、御覧いただきまして説明につきましては省略させていただきます。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号、令和8年度矢掛町下水道事業会計予算について御説明いたします。

まず、第2条、業務の予定量でございますが、接続戸数4,100戸、年間総処理水量108万1,000立方メートル、1日平均処理水量2,962立方メートルを予定しております。建設改良計画では、管渠建設費1億5,513万6,000円、ポンプ場建設費1,300万円、処理場建設費2億3,679万8,000円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出では、下水道事業収益を7億6,900万円、下水道事業費用を7億6,400

万円、第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入を9億1,200万円、資本的支出を9億3,200万円としております。

続きまして、2ページを御覧ください。第5条は債務負担行為として矢掛浄化センター長寿命化事業の期間と限度額を、第6条は企業債の限度額を、第7条は一時借入金の限度額を、第8条は流用支出が可能な経費を、第9条は流用支出に議会の議決が必要な経費を定めるものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。予算実施計画でございます。まず、収益的収入及び支出につきまして、収入総額は7億6,900万円で、内訳といたしまして、営業収益は、下水道料金、その他の営業収益を合わせまして、2億3,083万7,000円、また営業外収益は、受取利息及び配当金、他会計負担金、長期前受金戻入、雑収益、その他営業外収益を合わせまして5億3,816万3,000円で予定しております。

次に支出でございますが、総額は7億6,400万円で、内訳といたしまして、営業費用は、管渠費、処理場費、ポンプ場費、総係費、減価償却費、資産減耗費を合わせまして6億9,252万円、また営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費、雑支出、消費税及び地方消費税を合わせまして7,048万円、予備費100万円で調整しております。

続きまして6ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入総額は9億1,200万円で、内訳といたしまして、企業債4億6,730万円、出資金2億6,677万2,000円、負担金2,442万8,000円、補助金1億5,350万円で予定しております。次に、支出総額は9億3,200万円で、内訳といたしまして、建設改良費は、管渠建設費、ポンプ場建設費、処理場建設費を合わせまして4億493万4,000円、また、企業債償還金5億2,706万6,000円で予定しております。

次の7ページの予定キャッシュ・フロー計算書は他の企業会計と同様に、また8ページから13ページの給与費明細書は一般会計に準じて作成しておりますので、御覧いただくことで詳細な説明は省略させていただきます。

14ページ・15ページを御覧ください。令和8年度の予定貸借対照表でございます。資産合計・負債資本合計をそれぞれ143億9,480万7,000円で調整いたしております。

16ページを御覧ください。令和7年度の予定損益計算書でございます。令和7年度の決算見込みを934万8,000円の純損失で見込んでおります。

続いて17ページ・18ページを御覧ください。令和7年度の予定貸借対照表でございます。資産合計・負債資本合計をそれぞれ142億4,725万7,000円で予定いたしております。

続く19ページには注記を、20ページ以降には予算実施計画説明書を添付いたしておりますので御覧いただきまして、説明につきましては省略させていただきます。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（浅野 毅君） 企画課長。

○企画課長（平井勝志君） 議案第28号、令和8年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について御説明いたします。

この特別会計は、農地規制等で土地開発公社による事業実施が困難な場合に、事業用地などの造成を行うためのものでございます。

第1条で予算の総額を歳入歳出それぞれ8,300万円とし、第2条では、一時借入金の借り入れ最高額を7,500万円といたしております。

内容につきましては、町内企業の事業用地の拡張に伴い、町が取得した用地を造成、売却するものでございまして、事項別明細書で説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず、歳入につきましては、不動産売り払い収入8,200万円、繰越金100万円でございます。一枚おめくりいただきまして歳出でございますが、事業費といたしまして、通常の事務費のほかに工事請負費、原材料費、一般会計繰出金を加えて合計6,431万7,000円、公債費では町債償還元利金、一時借入金利子として1,856万8,000円、最後に予備費11万5,000円で調整いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（浅野 毅君） 財政課長。

○財政課長（松嶋良治君） 議案第29号、令和8年度矢掛町各財産区特別会計予算について、御説明させていただきます。

美川財産区から小田財産区まで13財産区について、それぞれ予算計上させていただいております。各財産区とも通常の経費を計上させていただいておりますので、個々の説明のほうは割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（浅野 毅君） 町長からの提案理由の説明並びに担当課長等からの説明が終わりました。

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日5日の午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日5日の午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会といたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午前11時23分 散会